

3. 公益法人に対する行政関与の在り方の改革実施計画（抜粋）

平成14年3月29日
閣議決定

行政改革大綱（平成12年12月1日閣議決定）に基づき、国から公益法人が委託等、推薦等を受けて行っている検査・認定・資格付与等の事務・事業及び国からの公益法人への補助金・委託費等（以下「補助金等」という。）について以下の措置を講ずる。

II. 推薦等に係る事務・事業の改革

1. 技能審査等

(1) 基本的考え方

公益法人が独自に行う技能審査等の事務・事業に対する大臣認定その他の推薦等については、当該事務・事業が法律で定められた国の事務・事業ではないこと、民間において実施されている各種技能審査等の間における差別化を必要以上に助長するおそれがあること等の観点から、一律に廃止する。また、今後同様の推薦等はこれを行わないこととする。

(2) 具体的措置内容

別表4のとおりとする。

別表4

【厚生労働省】

事務・事業(推薦等の制度)	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	廃止時期
健康運動指導士養成講習会	地域保健法第3条第3項 健康づくりのための運動指導者の知識及び技能に係る審査及び証明の事業の認定に関する省令（平成13年3月30日厚生労働省令第98号）附則第2項	(財)健康・体力づくり事業財団	平成17年度
健康運動実践指導者養成講習会	地域保健法第3条第3項 健康づくりのための運動指導者の知識及び技能に係る審査及び証明の事業の認定に関する省令（平成13年3月30日厚生労働省令第98号）附則第2項	(財)健康・体力づくり事業財団	平成17年度

1. 自殺防止関連対策概念図

職 域

自殺防止対策有識者懇談会
「自殺予防に向けての提言」H14.12

地 域

相談体制等の整備

- ・産業医等を対象とした研修の実施
- ・自殺防止相談推進協議会事業
- ・相談研修等活動推進事業

普及・啓発

- ・メンタルヘルス対策に関する啓発・研修事業
- ・地域精神保健指導者研修事業
- ・メンタルヘルス対策支援事業
- ・「いのちの日」の行事の開催等

研究の推進

- ・過重労働等による労働者のストレスの負荷の評価に関する研究 等
- ・地域における自殺の実態と対策に関する調査・研究や精神疾患の分子生物学的研究等

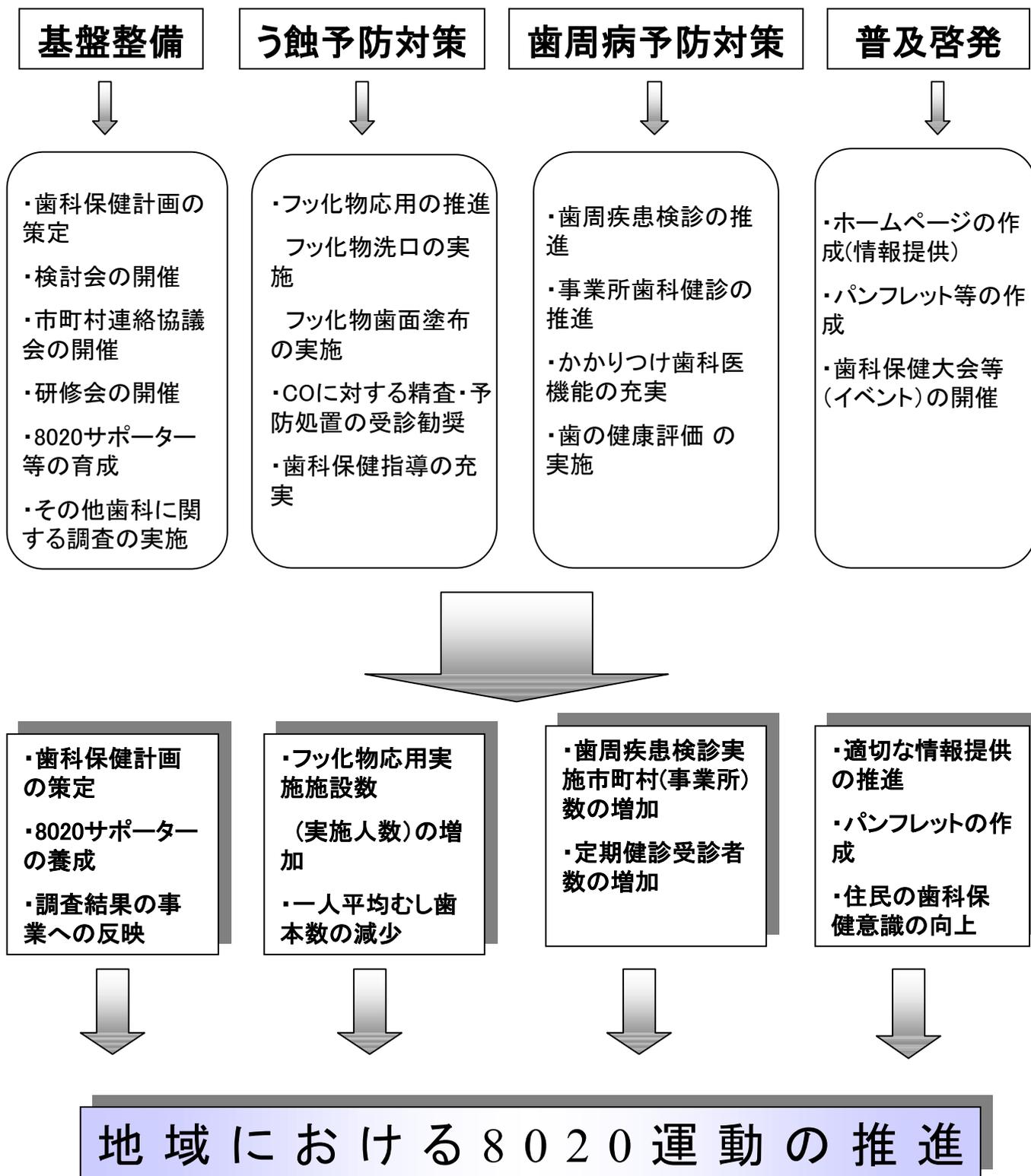
- | | | |
|-----------------------------------|-------------|-------------|
| ・産業医 | 一次相談 | ・いのちの電話 |
| ・地域産業保健センター | | ・精神保健福祉センター |
| ・独立行政法人労働者健康福祉機構
(勤労者予防医療センター) | | ・保健所 |
| | | ・市町村 |



国 民

(労働者 家族 地域住民)

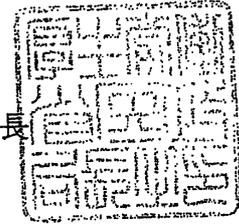
1. 地域の実情に応じた歯科保健事業の展開



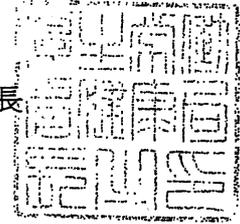
医政発第0114002号
健発第0114006号
平成15年1月14日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



厚生労働省健康局長



フッ化物洗口ガイドラインについて

健康日本 21 における歯科保健目標を達成するために有効な手段として、フッ化物の応用は重要である。

我が国における有効かつ安全なフッ化物応用法を確立するために、平成 12 年から厚生労働科学研究事業として、フッ化物の効果的な応用法と安全性の確保についての検討が行われたところであるが、この度、本研究事業において「フッ化物洗口実施要領」を取りまとめたところである。

については、この研究事業の結果に基づき、8020 運動の推進や国民に対する歯科保健情報の提供の観点から、従来のフッ化物歯面塗布法に加え、より効果的なフッ化物洗口法の普及を図るため、「フッ化物洗口ガイドライン」を別紙の通り定めたので、貴職におかれては、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、貴管下保健所設置市、特別区、関係団体等に対して周知方お願いいたします。

フッ化物洗口ガイドライン

1. はじめに
2. 対象者
 - 1) 対象年齢
 - 2) う蝕のリスクの高い児への対応
3. フッ化物洗口の実施方法
 - 1) 器材の準備、洗口剤の調整
 - 2) 洗口練習
 - 3) 洗口の手順
 - 4) 洗口後の注意
4. 関連事項
 - 1) フッ化物洗口法と他のフッ化物応用との組み合わせ
 - 2) 薬剤管理上の注意
 - 3) インフォームド・コンセント
 - 4) フッ化物洗口の安全性
5. 「う蝕予防のためのフッ化物洗口実施マニュアル」